

小諸市 予約制相乗りタクシー こもる愛のりくん

利用促進プランをご利用ください



問 都市計画課 都市計画係

予約制相乗りタクシー「こもる愛のりくん」は、くらしの足として日々の用事やお出かけなどにご利用いただいています。また、これまで利用したことが無い方でも、運転が心細いとき、混雑する場所へ行くとき、家族や知人に頼まずに出かけたい時などには、ご利用をお勧めしています。昨年より、もっと気軽に、便利に使っていただけるように利用促進のプランをご用意していますので、ぜひこちらもご利用ください。

①免許証返納者向け試乗券

運転免許証を返納された方に、愛のりくんをご利用いただくきっかけとして試乗券を配布。

配布内容

試乗券引換券（乗車券4枚分）

②フロ得・愛のり回数券

60歳以上の市民の方を対象に、入浴券と入浴割引券がセットになったお得な回数券を販売。

販売内容

- 乗車回数券（乗車券10枚）
- + 高齢者福祉センター「こもれび」入浴券2枚
- + 「あぐりの湯こもろ」入浴割引券5枚

③障がい者支援助成回数券

障がい者手帳をお持ちの方に、愛のりくんの利用助成として専用回数券を販売。

販売内容

助成回数券（乗車券10枚）

【総合窓口】

乗車券引き換え / 回数券販売

こもる愛のりくんコールセンター（こもテラス1階）

☎ 25-8008

税の申告・納付等の期限を延長することができます

問 佐久税務署 ☎ 0267-67-3460

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内の申告等が困難な場合は、**令和4年4月15日(金)までの間、簡易な方法により、申告・納付等の期限を延長することができます。**

▶期限を延長する方法

期限後に申告が可能となった時点で、申告書の余白等に「**新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請**」である旨を記載して提出してください。「災害による申告・納付等の期限延長申請書」の提出は不要です。

記入例

新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請					
令和〇3 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の 確定 申告書B F A 2 2 0 1					
個人番号 (マイナンバー)	フリガナ	生年 月日	年 月 日	月 日	第一表 合
	氏名				

※令和4年4月15日(金)までに簡易な方法により、申告と同時に個別延長の申請をされた場合は、原則として、申告書の提出日が申告・納付期限となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。

※**令和4年4月16日(土)以降**であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内に申告することが困難な場合は、「**災害による申告・納付等の期限延長申請書**」を提出することで、申告・納付等の期限を延長することができます。この場合は、所轄の税務署長が指定した日が申告・納付期限となります。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方の申告相談をご遠慮いただいております。体調が回復されたあとに、改めてお越しください。